大阪府条例第　　　号

大阪府立臨海スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

（大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部改正）

第一条　大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　　分 | | | | （略） | | 第一体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | 第二体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | |   　　備考  　　　１　「入場料等」とは、センターの利用に係る催しに  ついて、見せ、聴かせ、又は参加させること（イン  ターネットの利用その他の方法によりセンターに  入場させないで行う場合を含む。）の対価として徴  収する金銭をいう。  　　　２―４　（略）  　二　（略）  　三　（略）   |  | | --- | | （略） |   　　備考  　　　１・２　（略）  　　　３　第一号の表の備考３及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。  　四　（略）   |  | | --- | | （略） |   　　備考　第一号の表の備考３及び備考４の規定は、この表についても適用する。  　五・六　（略） | 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　　分 | | | | （略） | | 第一体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | 第二体育室 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | |   　　備考  　　　１―３　（略）  　二　（略）  　三　（略）   |  | | --- | | （略） |   　　備考  　　　１・２　（略）  　　　３　第一号の表の備考２及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。  　四　（略）   |  | | --- | | （略） |   　　備考　第一号の表の備考２及び備考３の規定は、この表についても適用する。  　五・六　（略） |
|  |  |

（大阪府立体育会館条例の一部改正）

第二条　大阪府立体育会館条例（昭和六十一年大阪府条例第三十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　分 | | | （略） | | 第一競技場 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | 第二競技場 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | （略） | | | |   　　備考  　　　１　「入場料等」とは、会館の利用に係る催しについ  　　　　て、見せ、聴かせ、又は参加させること（インター  　　　　ネットの利用その他の方法により会館に入場させ  　　　　ないで行う場合を含む。）の対価として徴収する金  　　　　銭をいう。  　　　２・３　（略）  　二・三　（略） | 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　分 | | | （略） | | 第一競技場 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | | 利用者が入場等を徴収する場合 | | 第二競技場 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | 集会及び興行その他の催物に利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | （略） | | | |   　　備考  　　　１・２　（略）  　二・三　（略） |
|  |  |

（大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正）

第三条　大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　　分 | | | | （略） | | メインフロア | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | サブフロア | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | メインプール（競泳） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | メインプール（飛込） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | サブプール | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | アイススケート場（メ  イン  ） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | アイススケート場（サブ） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | トレーニングルーム | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料等を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料等を徴収する場合 | | | （略） | | | | |   　　備考  　　　１　「入場料等」とは、センターの利用に係る催しに  ついて、見せ、聴かせ、又は参加させること（イ  ンターネットの利用その他の方法によりセンター  に入場させないで行う場合を含む。）の対価とし  て徴収する金銭をいう。  　　　２―４　（略）  　二―四　（略） | 別表（第十一条関係）  　一　（略）   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　　　　　　分 | | | | （略） | | メインフロア | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | サブフロア | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | メインプール（競泳） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | メインプール（飛込） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | サブプール | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | アイススケート場（メ  イン  ） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | アイススケート場（サブ） | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | トレーニングルーム | アマチュアスポーツに利用する場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | その他の場合 | 利用者が入場料を徴収しない場合 | （略） | | 利用者が入場料を徴収する場合 | | | （略） | | | | |   　　備考  　　　１―３　（略）  　二―四　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。